

第13章

知的財産

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

高度に発展した経済社会においては、発明、デザイン、ノウハウ、芸術作品等、人間の知的創造活動の産物が経済活動において重要な役割を果たしており、これらの創造活動を促進するために、発明、意匠、著作物、集積回路の回路配置、営業秘密等を法的に保護するための制度が整備されている。また、営業活動や生産活動の末に獲得された信用を保護し、消費者保護及び競争秩序の維持を図るため、標章の保護が図られている。

国際貿易においても、国際的に取引される商品やサービスの価値に占める、これらの知的財産の価値が近年飛躍的に増加しており、加盟国における知的財産の保護が不十分又は不適切な場合には、貿易秩序を歪曲するおそれがある。

開発途上国においては、知的財産の保護制度は有しているものの、保護の対象範囲を限定したり、保護期間を極めて短くしたりする等、保護の水準が不十分であったり、知的財産権侵害を排除するための権利行使の実効性が十分に確保できていない国が少なからず存在した。また、先進国においても、国際社会の大勢から大きく異なる態様の保護等、事実上の内外差別的な効果を持った制度を有する国が存在した。

知的財産の分野では、特許権、商標権等の工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約等、国際的な保護の在り方に関する国際協定が既に存在していたが、国際貿易秩序を整備するという観点から知的財産の適切な保護の枠組みを検討する必要性が認識

されるに至り、GATT の場でも、できる限り多くの国が参加して、通商面に関連した知的財産の保護水準に関する国際合意を作ることが急務であると認識された。

かかる観点から、TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) の交渉は、ウルグアイ・ラウンド交渉の新分野を構成する重要な要素として位置づけられた。そして、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」

(TRIPS 協定) が、1994年4月のマラケシュ会合において最終合意に至り、1995年1月1日に発効した。

(2) 法的規律の概要

TRIPS 協定の概要は図表II-13のとおりであり、知的財産に関する通商関連における保護の在り方についての論点の相当程度をカバーするものとして、一部課題は残しつつも、知的財産の保護に係る最低限の水準を規定した包括的枠組みとして評価される。

その意義としては、①知的財産を全般的にカバーしていること、②パリ条約、ベルヌ条約等の既存条約との関係では、原則として保護水準が引き上げられているのみならず、パリ条約やベルヌ条約に未加盟の国にもそれらの条約の内容を遵守するWTO協定上の義務が生じたこと、③知的財産関連条約では、初めて最惠国待遇が明記されたこと、④加盟国が国内法で担保すべき義務として、実質的な保護水準・権利内容を規定するのみならず、権利侵害行為に対する権利行使手続が詳細に規定されたこと、⑤紛争処理手続が設けられたこと、等が挙げられる。

<図表 II-13>TRIPS協定の概要

適用範囲	知的財産（著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、非開示情報）の保護全般（第1条）。
既存条約との関係	パリ条約（工業所有権）やベルヌ条約（著作権）等の保護水準を基準とし、原則としてこれらの水準を引き上げるアプローチがとられている（第2条、第9条、第35条）。
基本原則	内国民待遇（第3条）及び最恵国待遇（第4条）が規定され、これらの義務は経過措置から除外されて、開発途上国についても協定発効時から適用される。 なお、パリ条約やベルヌ条約等に規定されている内国民待遇の例外はそのままとし、また、ベルヌ条約等の相互主義的取扱い、既存の国際条約に基づく措置、知的財産権の取得又は維持に関する多国間協定に規定する手続等については、最恵国待遇の例外と規定。知的財産権の消尽に関する問題（並行輸入問題等）については、内国民待遇及び最恵国待遇を除いて、TRIPS協定上のいかなる規定も同問題に用いてはならない旨規定（第6条）。
保護水準（スタンダード）	著作権及び関連する権利については、コンピュータ・プログラムの保護（ベルヌ条約上の文学的著作物として保護）、貸与権等を規定（第10、11条）。 特許については、特許対象を「新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（治療方法等一部例外有り）」と広く設定し、物質特許制度の導入を義務づけ（第27条）。保護期間は出願日から20年以上（第33条）。また、強制実施権の設定に関する条件を詳細に規定（第31条、第31条の2）。地理的表示については、不正な地理的表示を防止するための国内制度整備、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）についての追加的保護を義務づけ（第22、23条）。 その他にも、商標、意匠、集積回路の回路配置、非開示情報の保護、ライセンス契約における反競争的慣行の規制等につき規定。
権利行使（エンフォースメント）	国内での公正・公平・適正な権利行使手続を整備すべきことを規定。知的財産権の侵害行為に対する権利行使として、民事上の手続、国境措置等の行政上の手続、刑事上の手続に関する遵守すべきスタンダード（適正手続の保障、不当な遅延の防止、実効性の確保等）を規定。
紛争処理	WTOの紛争解決手続が準用される（第64条）（ただし、第64条2には、協定の発効から5年間は、GATT23条1（b）（ノンバイオレーション申立）等は準用しない旨規定され、同モラトリアムは、現在まで閣僚会議にて累次延長されている）。TRIPS協定上の義務に違反すれば、関税譲許の撤回等、その他の分野における措置を受ける可能性もある。
経過措置	WTO協定発効の日から、第3～5条を除き、先進国は1年、開発途上国及び市場経済移行国は5年（～2000年1月）、後発開発途上国については11年（～2006年1月）※1のTRIPS協定適用義務に関する経過期間を規定（第65、66条）。 更に、開発途上国において物質特許制度を持たない国にあっては、当該制度導入につき更に5年間（計10年間、～2005年1月）の経過期間を付与（第65条第4項）。他方、経過期間を適用する開発途上国の補完的義務として、協定発効の日から、①医薬品等の物質特許の出願受理制度（メールボックス）を設けること、②特許出願の対象となった医薬品等に一定の要件の下で排他的販売権を認めること、を併せて義務づけ（第70条8及び9項）※2。 ※1 2005年11月のTRIPS理事会において、2013年7月1日まで後発開発途上国の経過期間を延長することが決定され、さらに2013年6月のTRIPS理事会において、2021年7月1日まで延長することが決定した。 ※2 第70条第8及び9項は経過期間を補完するためのものであり、第65、66条のようなTRIPS協定第6部の経過措置は適用されない（notwithstanding the provisions of Part VI）。一方、第70条9（医薬品の排他的販売権付与）の適用に関しては、2002年7月のWTO一般理事会において、2016年1月1日まで後発開発途上国に対して医薬品の排他的販売権付与義務を免除すること、当該免除について毎年レビューを行うことが決定されていた。当該義務免除を巡っては、期限を迎えるに際し2015年中に議論があり、最終的に、第70条第8及び9項両規定につき、2033年1月1日までの更なる免除が決定している。

(3) 経済的視点及び意義

知的財産保護制度は、経済的に次の2つの側面を持つ制度的枠組みであると言える。第一の側面は、知的財産を開発・創出した者に特許権や著作権のような一定の排他的（独占的）権利を付与することによって、知的創造活動へのインセンティブを与えることで当該知的創造活動を促進し、また、新たな技術・知識の研究開発に対する資源の効率的な活用を促して、知的財産に基づく経済発展、イノベーションの基盤を提供することを目的とする側面である。第二の側面は、商標や地理的表示のような商品・サービス等の表示を保護することにより、業務上の信用及び市場における公正競争の維持を目的とするものである。

知的財産保護制度は、公正で自由な競争の確保等も踏まえて、各国の政策により決定されるべきものであるが、自由貿易の促進により、モノ・サービスの国際的取引が拡大することに伴い、国際的に最低限度の制度的な調和が必要とされている。

知的財産権の不十分又は不適切な保護がもたらす貿易歪曲効果

国際経済活動の拡大及びそれにおける知的財産の位置づけの高まりに伴い、知的財産の保護の不十分さ又は不適切さがもたらす貿易歪曲効果は極めて大きなものになってきている。

第一に、特定の国の知的財産保護制度が、過剰な保護を提供するものや内外差別的なものである場合、あるいは国際的に広く受け入れられているルールや手続と大きく異なる場合には、当該国以外の事業者にとって権利取得や権利行使に余分なコストや時間を要するために、非関税障壁となって自由貿易の円滑な発展を阻害することになりかねない。

第二に、自由貿易が進展する中の特定国における知的財産の不十分な保護は、不正商標商品や映像・音楽等の著作物の海賊版、デザイン模倣品等の知的財産権侵害物品の製造・流通を横行させ、権利者の正当な利益の確保を困難とし、権利者の経済活動に直接悪影響を及ぼすことになり、新製品の研究開発へのインセンティブを阻害しかねない。また、外国企業との技術ライセンス契約に対して、不当な契約期間の制限や、契約期間満了後の守秘義務の禁止等を課し、かつ権利者の正当な権利行使を制限することは、外国からの投

資や技術移転を萎縮・阻害させ、技術の受入国の技術発展を低下させるのみならず、結果として関係国や、ひいては世界経済にも悪影響を及ぼすこととなる。

この点、TRIPS協定の前文第1段落には、「加盟国は、国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮し」と規定されていることからも、TRIPS協定が知的財産権の不十分又は不適切な保護がもたらす貿易歪曲効果に対処することを基本的な目的としていることは明らかである。

(4) 最近の動向

TRIPS理事会の状況

TRIPS理事会はTRIPS協定の実施、義務の遵守のチェックや、TRIPS協定に関する事項の協議を行う場であり、毎年3回開催される通常会合等で議論がされている。

2019年の通常会合においては、①TRIPS協定と生物多様性条約(CBD)の関係、②知的財産とイノベーション、③知的財産と公共の利益、④TRIPS協定第66条第2項に基づく技術移転奨励措置⑤地理的表示に係る検討事項(多国間通報登録制度、保護対象の拡大)、⑥TRIPSと公衆衛生に関するTRIPS協定改正、⑦ノンバイオレーションに係る猶予期間等に関する議論が行われた。以下、上記①～⑦の議論の概要を説明すると共に、TRIPS協定に関する最近の紛争案件(⑧)についてまとめる。

①TRIPS協定と生物多様性条約(CBD)との関係

TRIPS協定と生物多様性条約(CBD)との関係は、WTO香港閣僚宣言パラ39において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること、また、パラ44においてTRIPS理事会の作業を継続することとされている。

2019年通常会合において、中国や、インド、ブラジル、南ア等の途上国側からは、従来どおり、CBD及び名古屋議定書の定める、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)が重要であり、TRIPS協定とCBDを相互補完的なものとするべく、遺伝資源

の出所開示要件の義務付けや、利益配分等のためのTRIPS 協定改正の必要性が主張された。また、CBD 事務局を TRIPS 理事会に招へいし、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべきである旨、WTO 事務局に関連文書の更新を行うべきである旨提案がなされた。

これに対して、日本、米国、カナダ等からは、遺伝資源の出所開示要件等はイノベーションを減退させるおそれがあることから反対の立場が繰り返し表明されるとともに、WIPO の遺伝資源等政府間委員会(WIPO/IGC)こそが本議論に関し最適なフォーラムである旨主張がなされた。一方、カナダ及び豪州からは、交渉を予断しない前提で、CBD 事務局が事実関係を説明する点には反対しないとの立場も表明された。

議長からは、必要に応じた非公式の二国間協議等が推奨された。

②知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産権の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国が主導し、日本も共同提案国となって、2012 年 11 月の TRIPS 理事会通常会合以来議論が行われている。

2019 年は、「イノベーションにおける官民協力」を通年テーマとし、会合毎のサブテーマである「研究開発-キャパビリ等における協力フレームワーク」、「クリエイティブ産業及びブランディングにおけるイノベーション」及び「知財の商業化」の下、官民協力の在り方について議論を行った。

各会合では、日本、米国、EU、スイス、豪州等の先進国から、各国の経験・知見や取組が共有されると共に、先進国のみならずコロンビア、ウクライナ、ブラジル、南アフリカ等の途上国からも知財活用のための取組等が共有された。

一方で、インド及び南アフリカからは、従前どおり、知的財産が経済発展・イノベーションのための一つの要素にすぎない旨言及があり、知的財産権の有する独占的な側面が場合によってはイノベーションを阻害する要因にもなり得ることや、各国の発展の程度に合わせた知財制度が必要である旨の主張がなされた。

③知的財産と公共の利益

本議題は、2017 年 6 月の TRIPS 理事会において、ブ

ラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり、知的財産と公共の利益の観点から強制実施権やボーラー条項、特許性の基準等に関して各国の知見を共有する目的で新たに提案されたもの。2019 年は、「競争法・施策による公衆衛生の促進」及び「R&D コスト、医薬の価格及び健康技術」について議論が行われた。

「競争法・施策による公衆衛生の促進」については、南アフリカから、競争法・競争施策の効果的な運用が、知的財産の権利の独占的性格を弱め、価格調整機能により公衆衛生、医薬品等へのアクセスの確保につながり得る旨の主張がされ、ブラジルからは、TRIPS 理事会において本議題を検討する重要性が指摘された。

これに対し、スイス及び EU からは、提案された議題は TRIPS 理事会のマンデート外であることが指摘され、日本及び EU からは、知的財産制度の中で特許権者と第三者とのバランスを図ることが重要であること、競争施策においてはイノベーションの活性化（ダイナミック・コンペティション）という観点も重要であり、価格引下げのみを目的とすべきではないこと、各国が競争施策の観点から公共の利益の促進を目的とした措置を探る場合においても、そのような措置が TRIPS 協定に整合的である必要がある旨の主張がなされた。

また、「R&D コスト、医薬の価格及び健康技術」については、インドから、TRIPS 協定が認める範囲内の柔軟性として、高い特許性の基準及び開示要件等を設けたこと、医薬品アクセスの向上を目的として、医薬特許の存続期間満了前にジェネリック医薬の承認を求めることが可能とし、特許権の消滅後速やかに市販されるようにしていること等について紹介がされた。

これに対し、日本、米国、EU 等からは、知的財産制度の中で特許権者と第三者とのバランスを図ることが重要であることや、有用な新薬開発のためのインセンティブ確保の必要性についても勘案されるべき旨の主張がなされた。

④TRIPS 協定第 66 条第 2 項に基づく技術移転奨励措置

後発開発途上国(LDC) グループを代表してチャドから、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく先進国側の取組が LDC 側の期待に充分に応えるものとなっていない点指摘がなされ、TRIPS 協定第 66 条第 2 項に基づく技術移転奨励措置に関する報告書について、人材育成等の取組は TRIPS 協定第 66 条第 2 項に定める技術移転奨励

措置には当てはまらないこと、円滑な技術移転のために先進国及びLDCの双方にフォーカルポイントを設置することが必要である旨の主張がなされた。

この点、日本、米国、EU、豪州といった先進国側からは、LDCにおける技術移転にかかるニーズは様々であり画一的な奨励措置の設定は困難であり、その促進のためにはLDCにおける知財制度・人材の整備を含む環境整備が重要である点や、強制的な技術移転ではなく相互に合意された自発的な技術移転の重要性等が言及された。

⑤地理的表示に関する検討

地理的表示とは、“シャンパーニュ”（ワイン）、“ゴルゴンゾーラ”（チーズ）等のように、単なる商品の表示ではなく、商品の品質や評判がその生産地の地理的な要素に主として由来する場合の生産地を特定する表示であり、TRIPS協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS協定第22条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同第23条では、ぶどう酒（ワイン）と蒸留酒について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与えることを想定している。これには、第22条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001年のドーハ閣僚宣言（パラグラフ12(b)及び18）において、(i) TRIPS協定第23条第4項でビルト・イン・アジェンダとされた、ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき、新ラウンドの枠内で交渉を行うこと、

(ii) 第23条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象產品をワイン・蒸留酒以外の產品に拡大することにつき、2002年末までのTRIPS理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告することが合意された。以降、精力的な議論が行われているものの、2020年2月現在において、EU、スイス、インド等の地理的表示の一層の保護強化を主張する諸国と、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド等の現在の保護水準の維持を主張する諸国との間の対立は激しく、特段の進展は見られていない。

⑥TRIPSと公衆衛生に関するTRIPS協定改正

2001年のドーハ閣僚宣言に基づき、医薬品を製造する能力のない開発途上国による特許の強制実施権の活

用方法に関する具体的な解決策につき、2003年8月30日の一般理事会においてTRIPS協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言のパラグラフ6の実施に係る決定を採択、TRIPS協定第31条(f)及び(h)の義務の一時免除（ウェーバー）が認められ、強制実施権によって製造された医薬品を、製造能力のない開発途上国に輸出することが可能となった（所謂、パラ6システム）。その後、2005年12月6日の一般理事会において、上記決定の内容をTRIPS協定第31条の2及び同附属書並びに附属書補遺に反映する協定改正議定書が、2003年8月30日の一般理事会議長声明の再読み上げと併せて採択された。

TRIPS理事会においては、上記決定に基づいて行われるパラ6システムの年次レビューの機会に、各々における上記決定の実施状況及び議定書の受諾状況について事務局から報告が行われてきた。TRIPS協定改正議定書はWTO加盟国の3分の2が受諾したときに当該改正を受諾した加盟国について効力が生じ、その他の加盟国については加盟ごとに受諾の時に効力を生ずる。当初のTRIPS協定改正議定書の受諾期限は、2007年12月1日であったが、各加盟国の受諾状況を踏まえTRIPS理事会の提案により受諾期限は、一般理事会の承認を得て累次延長されてきたが、2017年1月23日に、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦及びベトナムの3か国が新たに受諾したことによって、発効要件であるWTO加盟国の3分の2の受諾をみたし本改正議定書が発効した。なお、我が国は2007年に既に受諾手続を完了していたため、我が国においても同日付で効力が生じることとなった。我が国では、本改正議定書に対応する制度について既存の特許法等関連法令で対応可能であったところ、受諾時において関連法令の改正は行っていない。

また、2019年10月のTRIPS理事会においては、未受諾の全ての加盟国が、累次延長の結果2017年12月31日とされていた受諾期限までに受諾することが難しいことを踏まえ、さらに受諾期限を2年間延長し、2021年12月31日とする合意がなされ、2019年12月の一般理事会で承認された。

⑦ノンバイオレーションに係る猶予期間

他の加盟国の措置が協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害された場合に、WTOの紛争解決手段を利用することができますとする「ノン・バイオレーション申立て

(GATT 第 23 条 1 (b))」の TRIPS 協定への適用に関する猶予期間については、累次の閣僚会議において延長されており、第 11 回閣僚会議（ブエノスアイレス閣僚会議）において、2019 年に開催予定の次回閣僚会議まで適用猶予期限を延長することが決定された（その後、2018 年 7 月の一般理事会において、第 12 回閣僚会議を 2020 年 6 月に開催すること、適用猶予期間を 2019 年末とすることが決定された。）。

その以降の TRIPS 理事会においても「ノン・バイオレーション申立て」の範囲と様態に関する議論が行われてきたものの、適用賛成派（米国、スイス）と反対派（EU や、インド、南アフリカ等の途上国）の懸隔が埋まらず、2019 年 12 月の一般理事会において、2020 年に開催される第 12 回閣僚会議まで適用猶予期間を延長することが決定された。

⑧紛争案件

TRIPS 協定発効から 2019 年 12 月末までに、42 件の TRIPS 協定に関わる紛争案件について協議要請がなされ、うち 18 件のパネルが設置された（資料編第 3 章参照）。

近年では、ウクライナ（DS434）・ホンジュラス（DS435）・ドミニカ共和国（DS441）・キューバ（DS458）・インドネシア（DS467）が豪州のタバコ製品の包装に関する規制措置について協議要請（それぞれ 2012 年 3 月、4 月、7 月及び 2013 年 5 月）を行った事案がある。2014 年 4 月の DSB 会合で統一パネルが設置されたが、DS434 については、2015 年 5 月に DSU 第 12 条 12 に基づくウクライナの要請により手続が停止し、12か月経過をもって終了した。本件措置は、タバコ包装について、①一定面積以上に所定の様式による健康被害警告を表示することを義務付け、②商標の使用を原則禁止としつつ、銘柄名・企業名等についてのみ所定の背景色・フォント・箇所に記載することを許容し（図形的商標の使用禁止）、③形状、表面処理、材料、色等の仕様を制限するものであり、本件手続では、表示・包装・ラベル等に関する強制規格としての側面に関する TBT 協定上の論点の他、商標規制としての側面について TRIPS 協定上の多数の論点が争点となった。TRIPS 協定上の商標に関する具体的な論点は、原産国で登録された商標を他国でもそのまま登録・保護すべきとするパリ条約 6 条の 5 に反するか（同協定 2.1 条）、（タバコ製品という）物品の性質に基づく商標登録の障害にあたるか（同 15.4 条）、商標の保護は、第三者の使

用を排除する消極的権利に留まるか、積極的に使用する権利まで含まれるか（同 16.1 条）、「商標の商業上の使用は…特別な要件により不当に妨げられてはならない」という同 20 条に違反しないか、等が挙げられる。

本ケースについては、2018 年 6 月にパネル報告書が発出され、パネルは、いずれの争点についても協定不整合性を認めなかった。その後、ホンジュラス（DS435）・ドミニカ共和国（DS441）の 2 国が上訴し、現在、上級委員会手続に係属している。パネル報告書の概要については、第 II 部第 11 章（基準認証）2. 主要ケース（7）参照。

なお 2019 年は、EU がトルコの医薬品の製造、輸入及び販売に関する措置について（DS583）、韓国が日本の輸出管理に関する措置について（DS590）、それぞれ協議要請を行い、DS583 についてはパネルが設置されているものの、パネル設置要請段階では TRIPS 違反は指摘されていない。

2000 年までの案件は、経過期間が満了していた先進国相互間の事案、協定発効と同時にすべての加盟国に履行義務が生じた内国民待遇・最恵国待遇についての先進国から開発途上国への事案が占めていたが、近年の TRIPS 協定関連の紛争処理の申立ては鈍化している。我が国としては、各国法制度の TRIPS 協定整合性といった制度面の問題ばかりではなく、権利者からの協力を得つつ権利行使手続や取締り等の実効面・運用面での TRIPS 協定の履行状況の問題についても積極的な把握に努めるとともに、加盟国間での紛争案件の動向についても注視し、また、TRIPS 協定の実効性を十分ならしめるための適切な対応を講じることが望ましい。

コラム

強制技術移転を巡る議論について

1. 強制技術移転を巡る国際的な動き

強制技術移転を巡る国際的関心は近年高まっている。2017年5月のG7タオルミーナ首脳コミュニケでは、「我々は、真に公平な競争条件を促進するため、あらゆる貿易歪曲的な慣行（ダンピング、差別的な非関税障壁、強制的な技術移転、市場を歪曲する政府及び関連機関による補助金その他の支援を含む。）の撤廃を推進する。」¹とされ、市場歪曲的措置の一例として、強制的な技術移転を取上げ、撤廃すべきものとしている。

また、2018年6月のG7シャルルボワ首脳コミュニケでは、「我々は、真に公平な競争条件を促進するため、特に市場指向的ではない政策・慣行及び強制的な技術移転又はサイバーによる窃取等の不適切な知的財産権の保護に対処し、既存の国際ルールの執行及び必要な場合は新たなルール構築のために協働する。」²としている。

G7の取組と歩調を合わせる形で、2018年5月の三極貿易大臣会合（共同声明付属文書³）では、第三国への技術移転に関する政策及び慣行に関する懸念が表明され、これを基に、現在、三極で強制技術移転に関する議論が進められてきた。2020年1月の共同声明には「第三国による強制技術移転措置を防ぐことを目的とした主要な規律のあり得る要素や、強制技術移転に対処する必要性に関し他のWTO加盟国にアウトリーチを行い、コンセンサスを構築する必要性、及び輸出管理や安全保障目的のための投資管理、それぞれのエンフォースメント手段、新たなルール作りを通じたものを含め、有害な強制技術移転政策及び措置を止めるための効果的な方法に対するコミットメントについて議論した」⁴との記載があり、議論の内容が紹介されている。

また、日米EUの産業界も「日米欧経済団体による三極貿易大臣会合に向けた共同声明」⁵において、「特に（輸出補助金以外の）産業補助金、国有企業（SOE）の

行為、ならびに強制的技術移転といった、市場歪曲的慣行に効果的に対処するための一貫した包括的ルールが欠如しており、ルールと実態とのギャップに、早急に対処する必要がある。」と求めるなど、産業界の期待も高い。

<2018年5月 三極貿易大臣会合共同声明のポイント抜粋>

1. JV規制、外国出資規制、行政審査や許認可プロセス、その他の方法を通じて、外国企業から国内企業への技術移転を要求したり圧力をかけたりしてはならないとの見解を共有

2. 外国企業が、国内企業に技術をライセンスする際、国内企業を優遇するような非市場的な条件で行うことを強制する行政措置がもたらす悪影響を議論

3. 技術及び知的財産を獲得し、当該国企業への技術移転を行うため、外国企業及びその財産に投資・吸収することを、指示及び不公平な方法で促す、政府の慣行を禁止するために有用な際はベストプラクティス共有、メカニズムの確立の必要性について議論

4. 機微な商業上の情報や営業秘密にアクセスし、これら情報を商業上の利益のため使用することを目的とした、外国企業のコンピュータ・ネットワークへの不正な侵入及びそこからの窃盗を支援するような政府の行動を非難

2. 米国の動向

米国は、2017年8月18日、中国による強制的な技術移転等について通商法第301条に基づく調査を職権で開始した。2018年3月22日、米国は、4つの調査対象（強制的な技術移転、ライセンス契約等における特

1 外務省 G7タオルミーナ首脳コミュニケ パラ20 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000260045.pdf>)。

2 外務省 G7シャルルボワ首脳コミュニケ（仮訳）パラ5 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_004125.html)。

3 経済産業省 2018年5月31日 日米欧三極貿易大臣会合 共同声明（仮訳）附属書2：技術移転政策及び慣行に関する共同声明 (<https://www.meti.go.jp/press/2018/05/20180531009/20180531009-1.pdf>)。

4 経済産業省 2020年1月14日 日米欧三極貿易大臣会合 共同声明（仮訳） (<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200114007/20200114007-1.pdf>)

5 経団連 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/001.html>

定条項の強制、組織的な米国企業の買収、営業秘密の窃取等)について、いずれも不合理または差別的なものであって、米国の商業に負担または制限となつていると認定した。301 条報告書のポイントは、下記の通りである。

(a) 強制的な技術移転

中国政府は、不透明・裁量的な行政承認プロセス、合弁事業要件、外国株式制限、政府調達、及び米国企業の中国事業に規制・介入するための様々な手法を用いて、中国企業への技術・知財の移転を要求している。

(b) ライセンス契約等における特定条項の強制

契約に一定内容の条項（補償、改良技術の権利等についての条項）を入れることを強制するなど、中国政府の法律・政策等により、米国企業が中国企業とライセンス交渉やその他の技術関連交渉を行う際、市場ベースの条件を設定する能力が奪われ、米国企業の中国における技術支配力が弱められている。

(c) 組織的な米国企業の買収

最先端の技術・知財を取得するとともに、産業計画上重要な分野において大規模な技術移転を生み出すため、中国政府が、中国企業による米国企業への投資や買収を指揮又は不当に促進している。

(d) 営業秘密の窃取等

中国政府が、米国の商用コンピュータネットワークへの不正侵入や、サイバー空間を利用した知財、営業秘密、企業の機密情報の窃取を実行・支援している。

その後、同年 6 月 15 日に 818 品目・340 億ドル相当の品目のリスト（リスト 1）を公表し、同年 7 月 6 日にリスト 1 の品目に対し 25% の追加関税を発動した（第一弾）⁶。同年 8 月 7 日に、279 品目・160 億ドル相当の品目のリスト（リスト 2）を公表し、同年 8 月 23 日にリスト 2 の品目に対し 25% の追加関税を発動した（第二弾）⁷。同年 9 月 18 日に 5745 品目・2000 億ドル相当の品目のリスト（リスト 3）を公表し、同年 9 月

24 日にリスト 3 の品目に対し 10% の追加関税を発動した（第三段）⁸。第三弾については、2019 年 5 月 10 日に関税率を 25% に引き上げた⁹。2019 年 8 月 13 日に 3000 億ドル相当の品目のリスト（リスト 4）を公表し、同年 9 月 1 日にリスト 4 の一部の品目に対し 10% の追加関税を発動（第四弾）した¹⁰。

中国は、WTO 加盟に際し、技術移転を許認可等の条件としない旨を追加的に約束しており（中国加盟議定書 7 条 3 項）、WTO 加盟後はあからさまな形で技術移転を要求することは基本的になく、中国は強制技術移転の存在自体を否定しているとの指摘もある¹¹。他方、米国企業をはじめとする先進国企業は、中国企業への先端技術の移転を事実上強いられているとの声があり、301 条報告書は、中国の政府が口頭で技術移転を要求したり、政府・共産党と密接な関係を有する中国企業を通じ、外国企業に技術移転を要求する等して、引き続き、技術移転を強制していると指摘する¹²。

なお、中国は上記米国の措置について二国間協議要請をしており、第一弾及び第三弾についてはパネル審理中（DS543）、第二弾及び第四弾については協議段階（それぞれ DS565 及び DS587）となっている。

このような中、2020 年 1 月 15 日、米中間で、知的財産の保護、技術移転の禁止、農水産品の貿易障壁の撤廃、金融市場の開放、通貨に関する政策及び透明性、貿易拡大等に関する合意がなされた。

米国は、2019 年 12 月 15 日に発動予定だった 15% の追加関税（第四弾追加関税の未発動部分）の発動を見送るとともに、2020 年 2 月 14 日、2019 年 9 月 1 日に発動済みであった第四弾追加関税を 15% から 7.5% に引き下げた。他方、中国も、米国の追加関税措置を受けて発動・公表していた対米追加関税措置のうち、2019 年 12 月 15 日に発動予定だった 10% 又は 5% の追加関税の発動を見送るとともに、2020 年 2 月 14 日、2019 年 9 月 1 日に発動済みであった追加関税を 10% から 5% 又は

6 USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/july/ustr-releases-product-exclusion>

7 USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/august/ustr-finalizes-second-tranche>

8 USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/september/ustr-finalizes-tariffs-200>

9 USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/may/statement-us-trade-representative>

10 USTR <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/august/ustr-announces-next-steps-proposed>

11 川合弘造、平家正博 「中国の知財権保護・技術移転と米国通商法—米国の立場から」 ジュリスト 2019 年 10 月号 45 頁。

12 同上。

5%から2.5%にそれぞれ引き下げた。^{13,14}

3. 中国の政策動向

上記のような動きに対して、中国側も2019年3月に成立した外商投資法において、強制技術移転の禁止（22条）を明記するなど、WTO加盟議定書の約束に加え、国内法においても、強制的な技術移転の禁止を規定する動きが出ている。外商投資法の実施細則にあたる実施条例は、11月1日から12月1日まで、司法部が意見募集を実施し、国務院は2019年12月31日に、「中華人民共和国外商投資法実施条例」¹⁵を公布した。

また、2019年3月18日、国務院から、一部の行政法規の改正を行う旨の発表があり、技術輸出入管理条例（TIER）の諸規定の削除が公表された（「中華人民共和国国務院令」（第709号）。規定は、公布日（3月2日付）より有効とされている。削除された条項は、以下のとおり。

【技術輸出入管理条例（TIER）】

- ・第三者の権利を侵害した際の補償責任を外国企業に負わせる（24条）
- ・中国側が技術を改良すれば、改良技術は中国側に帰属する（27条）
- ・外国企業が技術ライセンス契約の内容を制限することを禁止（29条）

【中外合資経営企業法実施条例（JV規則）】

- ・合弁相手への技術ライセンス契約を原則10年に限定し、その後は、技術を自由に使えるようにする（JV規則43条3項、4項）

2020年1月1日に施行された暗号法において、ソースコード等の開示を求める 것을禁止している一方、データ安全管理弁法（草案）では、事業者に対するデータの提供を義務付ける条項があるなど、懸念がある。また、同弁法27条では、個人情報提供時、本人同意取得について、国家安全及び社会公共利益、個人情報主体の生命の安全等、例外の裁量範囲が広くなっているのではないかとの懸念がある。

また、2019年12月28日に公表された「輸出管理法」

（意見募集稿第2稿）¹⁶が制定施行された場合、安全保障貿易管理の観点からの技術情報の中国国外への移転の際の輸出許可管理が強化される見通しである。例えば、中国国内の日系企業のR&D拠点で開発した技術を日本その他の中国国外に移転する際に、中国当局への技術情報の開示が求められ、そこで事実上の技術情報収集がされてしまう懸念がある。

<参考：中国外商投資法本文（抜粋）>

第22条 中国は外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を守り、知的財産権の権利人及び関連権利人の合法的権利と利益を守る。知的財産権侵害行為に対して法律に従って法律責任を断じて追求する。中国は外商投資中に自己意思で、またビジネスルールのもとで技術的協力をを行うよう奨励する。技術的協力の条件は投資各社で公平原則に従って平等で協議のうえ定めるものとする。行政機関及びその従業員は行政的手段を利用して技術を強制的に譲渡してはならない。

<参考：暗号法（抜粋）>

第31条（中略）暗号管理部門と関係部門及びその職員は、商用暗号従事組織と商用暗号の検査、認証機構に対し、ソースコード等の暗号に関する専有情報を開示するよう求めてはならず、かつ自身が職責遂行上知り得た商業秘密とプライバシーについて厳格に保護し、それを漏えいし又は不法に他人に提供してはならない。（後略）

<参考：データ安全管理弁法（意見募集稿）（抜粋）>

第27条 ネットワーク運営者は、他人に個人情報を提供する前に、生じうる安全リスクを評価するとともに、個人情報主体の同意を得なければならぬ。次の各号に掲げる事由に該当する場合を除く。（1）合法的に公開されたチャネルを通じて収集し、個人の意思に反していることが明確でないとき、

¹³ USTR https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification-January_2020.pdf

¹⁴ 中华人民共和国財政部 http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcejiedu/202002/t20200206_3466538.htm

¹⁵ 中华人民共和国中央人民政府 http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm

¹⁶ CISTEC http://www.cistec.or.jp/service/china_law.html

(2)個人情報主体が自発的に公開している場合、(3)匿名化処理を行っている場合、(4)法律執行機関が職責を履行するために必要なとき、(5)国家安全及び社会公共利益、個人情報主体の生命の安全に関わるとき。

第36条 国務院の関係管轄部署が、国家安全保障、社会管理、経済的調整（制御）など職責の必要を目的として、法令および行政規制の規定に従ってネットワーク運営者に関連データ（＊）提供を要求した場合、ネットワーク運営者は提供しなければならない。

*「関連データ」の定義なし

4. 米中協議合意文書

2020年1月15日に米中間で合意された文書¹⁷では、Chapter 2において、強制技術移転に特化したルールを規定している。①民間企業同士による技術移転について、政府の圧力によって行われないことを確保することの約束、②産業計画の対象となる産業やセクターにおける外国技術獲得のための、外国投資のサポートや指示の禁止、③行政手続やライセンス要求により、技術移転を要求したり圧力をかけることの禁止、④許認可や市場アクセス、利益付与の条件として、自国企業が所有するもしくは自国企業にライセンスされた技術を使うよう、要求したり圧力をかけることの禁止、等、三極の共同声明や301条調査結果で指摘した問題点に対処する内容となっている。

5. OECDレポートによる分析

2017年11月、OECDは、「International Technology Transfer measures in an interconnected world」を公表¹⁸し、技術移転に関する政策として、以下の6つのカテゴリーに分類した：①Absorptive capacity

policies、②Measures related to IPR、③FDI promotion measure、④FDI restrictions and FDI screening、⑤Performance requirements、⑥Investment incentives。

2017年のOECDレポートでは、①中国を含む新興国においては規制やパフォーマンス要求が多いこと、②例えばR&D要求は稀だが、中国では市場アクセスとのセットで行われており、外国企業も他国であれば拒否するが、中国の場合、市場の大きさ、魅力がインセンティブとなっている点、指摘している¹⁹。また、同レポートでは、強制技術移転に関するルールとして、FTAや投資協定には、TRIMs プラスルールがある点を指摘し、パフォーマンス要求は、途上国にとって人気のツールであるが、市場や資源へのアクセス等、企業が技術移転を受け入れざるを得ないようなメリットがないと有効でない場合もあると、指摘している。さらに、投資協定のトレンドとして、禁止措置のリストを拡大する傾向にある。上記のような特定措置の履行要求については、WTOのTRIMs協定や、二国間投資協定、FTAにおいて一定程度禁止されているが十分でないとも指摘しているおり、ここにグローバルなルールメイキングの必要性と可能性があると言える²⁰。

OECDは、さらに2019年1月に「International Technology Transfer Policies」²¹を公表した。同レポートにおいて、技術移転措置は、強制性が強い、JV規制やパフォーマンス要求（技術移転要求等）から、強制性が弱い、補助金等インセンティブによるものに分けられ、技術移転政策について、問題となる程度が低いものから高いものについて、下記の通り類型化しており、今後のルールで作りの議論の参考となる。

OECD 「International Technology Transfer Policies」 P8, (Figure 1. The Initial ITT continuum)

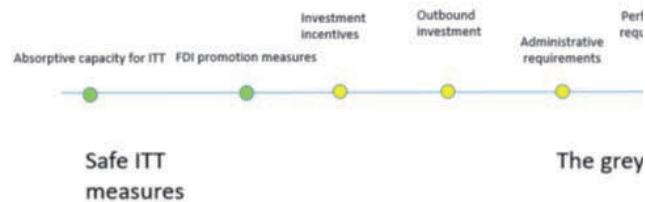
17 USTR https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/phase%20one%20agreement/Economic_and_Trade_Agreement_Between_The_United_States_And_China_Text.pdf

18 OECD https://www.oecd-ilibrary.org/trade/international-technology-transfer-measures-in-an-interconnected-world_ada51ec0-en

19 西脇修 「寄稿 日米EU三極貿易大臣会合の取り組みについて」 JMC Journal, January 2020.

20 同上。

21 OECD https://www.oecd-ilibrary.org/trade/international-technology-transfer-policies_7103eabf-en



6. 今後の課題

強制的な技術移転に対する今後の取り組みの課題の一つとして、情報収集、証拠収集の困難さが挙げられる。OECD レポートにも指摘があったとおり、企業が、進出国の市場や資源に魅力を感じている場合、強制されて技術移転を行っていても、問題視していない可能性がある。また、政府による技術移転が、法令等に基づかないものである場合、企業が自発的に技術を現地企業に提供している形になり、進出先国政府からは、そのような技術移転は企業が自発的に行っているものであり、強制していないと反論される。進出先国政府からの報復や良好な関係を維持するため、企業が声をあげられないという可能性もある。

課題の二つ目として、強制的な技術移転に対応するためのルール化の困難さおよび履行の難しさが挙げられる。米国は、301 条措置による関税引き上げを交渉材料として、技術移転措置をやめさせるよう個別交渉を行っている。このような米国の対応の理由として、ルールを作っても、上述の証拠収集の難しさ等から、履行を確保できるのか。

また、市場等の魅力と引き替えに、自発的に技術を移転しているようなケースをルール化できるのかという、ルールによる問題解決の限界についての懸念があるように思われる。また、法令で明確に要求されないような形での技術移転をどのように措置を特定してルール化するのかという問題もあり、今後、さらなる検討が必要となっている。

